

政令第二百四十五号

雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令
内閣は、雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律（平成十九年法律第七十九号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（雇用対策法施行令の一部改正）

第一条 雇用対策法施行令（昭和四十一年政令第二百六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第二十八条第二項」を「第二十七条第二項」に改め、「当該事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（外国人雇用状況の通知）

第五条 法第二十八条第三項の規定による通知は、新たに外国人を雇い入れた場合にあつては当該事実のあつた日の属する月の翌月十日までに、その雇用する外国人が離職した場合にあつては当該事実のあつた日の翌日から起算して十日以内に、厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

（厚生労働省組織令の一部改正）

第二条 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第十四号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「前項第五号、第六号及び第十二号」を「前項第四号、第五号及び第十一号」に改め、同項第一号中「前項第三号」を「前項第二号」に改め、同項第二号中「前項第八号」を「前項第七号」に改め、同項第三号中「前項第十一号」を「前項第十号」に改める。

第七十五条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げる。

（労働政策審議会令の一部改正）

第三条 労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表職業安定分科会の項中「、地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）」を削る。

（地域雇用開発促進法第五条第五項等の審議会を定める政令の一部改正）

第四条 地域雇用開発促進法第五条第五項等の審議会を定める政令（平成十三年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

地域雇用開発促進法第五条第五項及び第六条第六項の審議会を定める政令

「、第六条第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第七条第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）及び第八条第五項（同条第八項）を「及び第六条第六項（同条第九項）に改める。

（独立行政法人雇用・能力開発機構法施行令の一部改正）

第五条 独立行政法人雇用・能力開発機構法施行令（平成十五年政令第五百五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第四条の二中「附則第四条第三項」を「附則第四条第四項」に改める。

附則第五条第一項中「附則第四条第三項及び第六項」を「附則第四条第四項及び第七項」に改める。

附則第六条第一項中「附則第四条第七項」を「附則第四条第八項」に改める。

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正）

第六条 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百四十六号）の一部を次のように改正する。

第二百八十六号の次に次の一号を加える。

二百八十六の二 地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年八月四日）から施行する。ただし、第一条及び次条の規定は、平成十九年十月一日から施行する。

（外国人雇用状況の通知に関する経過措置）

第二条 雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律附則第二条第二項の規定による通知は、厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。